

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 堺ほ場で実施してきた肥料の仮登録に係る栽培試験業務を平成23年度をもって廃止した。これに伴って生じた不要財産は、平成24年度に国庫返納する。</p> <p>● 第二期中期目標期間中に発生した政府出資である固定資産及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金及び高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入)については、平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p> <p>・実物／金融／その他資産の別 : 金融 ・資産の名称 : 現金及び預金 ・21年度末時点での簿価額 : 124千円 ・金銭納付／現物納付の別 : 金銭納付 ・国庫納付額 : 124千円 ・時期 : 平成23年10月28日</p> <p>● 保有資産については、堺ほ場以外の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断の見直しを行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 堺ほ場については、今後必要な手続きを行い、平成24年度に現物により、国庫返納する。</p> <p>● 自動車リサイクル料金預託金等については、該当金額を平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 特許権については、平成23年9月22日付けで規程を改正し、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストを削減する方向で定期的に見直しを行うこととした。</p> <p>● 貸付資産はない。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度予算において福岡センターの事務棟建設に必要な経費が認められ、施設整備事業を実施中である。平成25年度概算要求においては、引き続き移転・統合に必要な事業を計画的に行うための予算要求を行い、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めている。</p> <p>○札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。</p> <p>また、平成24年4月には「相談窓口業務の見直し」及び「管理部門の簡素化」を図るため、地域センターの総務課と消費安全情報課を統合して業務管理課を設置するとともに、本部職員課及び神戸センター会計課を廃止し、それぞれの業務を本部総務課・人事課及び神戸センター業務管理課に移管することにより3名を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度予算において福岡センターの事務棟建設に必要な経費が認められ、施設整備事業を実施中である。平成25年度概算要求においては、引き続き移転・統合に必要な事業を計画的に行うための予算要求を行い、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めている。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、
 ・原則として契約は一般競争入札等とする
 ・一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、業者からの聞き取りにより入札に参加できなかった原因及び理由等について聞き取り調査を実施する
 ・仕様書の要件について見直しを行う
 ・公告期間は15日以上確保する
 等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努めている。
 更に、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会における点検・見直しの結果等を踏まえ、入札公告に関する最新情報を掲載したメールマガジンの配信を平成23年10月から新たに開始した。競争性のない随意契約及び一者応札・応募についても、契約監視委員会からの指摘等を踏まえつつ、改善の取組を行っていく。

平成22年度の状況
 (金額ベース)一般競争等 685,315,169円(96.2%)、競争性のない随意契約27,117,763円(3.8%)
 (件数ベース)一般競争等 137件(94.5%)、競争性のない随意契約8件(5.5%)

平成23年度の状況
 (金額ベース)一般競争等 406,795,235円(85.1%)、競争性のない随意契約71,319,674円(14.9%)
 (件数ベース)一般競争等 112件(91.1%)、競争性のない随意契約11件(8.9%)

なお、競争性のない随意契約が増加した要因は以下のとおり。
 ①放射能測定装置
 福島第1原子力発電所事故に伴い、FAMICにおいて必要な検査を実施するため放射能測定装置を緊急に購入する必要があった。
 ②農薬登録票作成システム更新
 既存システムの機能を損なうことなく更新作業を行うためには、本システムの著作権を有し、詳細な技術情報を熟知している会社と契約する必要があった。
 ③上下水道使用料(福岡センター)
 水道の供給及び下水道の利用が可能な事業者は一者であったことによる。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●本部及び各地域センター等の検査業務に必要な分析機器類及び薬品類について、費用対効果を考慮のうえ可能な限り本部一括調達を行うよう努めており、引き続きその取組を進めていくこととしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することによりサービスの質の維持・向上と経費の削減が図られるものについては、効果を検証しつつ、アウトソーシングを実施している。また、官民競争入札については、平成21年に農林水産省公共サービス見直し案に示された庁舎管理業務は、既に平成23年度から3年間の複数年契約を締結しているため、平成26年度以降の契約について検討を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会公表)に基づき、農林水産省において、「平成24年度農林水産省調達改善計画」(平成24年3月29日)が策定されたことから、政府全体の動向を見つつ、その適用について検討を進める。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●職員給与規程は、国家公務員の職員給与を定めている「一般職の職員の給与に関する法律」及び人事院規則等に準拠して規定しており、国の給与と同水準(平成23年度ラスパイレス指数98.8)である。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●理事長、理事、監事の給与については、その個別の額をホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●監事監査においては、監査事項として平成21年度決算から人件費の効率化に関する状況、職員の給与決定の状況及びFAMICの給与水準と国家公務員の給与水準との格差の理由と根拠等について監査を実施しており、特段の意見はなかった。 農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会による評価において給与水準を含めた検証が行われており、特段の意見はなかった。 なお、役職員の身分は国家公務員であり、国の給与と同水準である。 今後も、監事監査、農林水産省独立行政法人評価委員会において引き続き検証を行っていく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う目標を設定している。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、従来から国家公務員に準拠したものとなっている。なお、給与振込経費の削減の観点から、給与振込口座について、国家公務員に準じたものとなるよう調整を図っている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき、検査分析機器の整備費に必要な経費は各検査等業務の実施部門からの要求をセンターとして一本化して予算の有効活用を図り、それ以外の肥料、飼料、農薬等の立入検査、食品表示の科学的検査等の個別事業の実施に必要な経費については各部門において積算し、管理部門において合理性、効率性等の観点から内容を点検・精査した上で、実行予算の計画を作成している。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●これまで内部監査を業務監査室以外の職員による相互監査として実施してきたが、平成24年度より内部監査を業務監査と会計監査に区分し、独立性を確保するため、役員直属の組織である業務監査室が直接監査を実施する体制とした。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p><民間からの依頼検査> ○民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで内部規程を改正した。</p> <p><講習事業> ○センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで内部規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであることを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携し、登録できる特許権がある場合には、同機関を通じて周知・広報を行う。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●農林水産消費安全技術センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査等を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないが、複数の候補からの選択を要する事業を実施する必要性が生じた場合には、有識者から成る第三者委員会を設置することにより事前・期中・完了後の評価を行う。 なお、調査研究に関しては、学識経験者や関係行政機関の有識者等の外部有識者による評価委員会を各業務部門(肥料、農薬、飼料、食品)の調査研究ごとに設置し、技術的助言を受けている。当該年度の研究成果について評価を受けるとともに、次年度以降の調査研究に適切に反映している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●上記の場合において、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させるとともに、国民への説明責任を果たすため、評価結果をホームページ上で公表する。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	種苗管理センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 23年3月に策定した第3期中期計画においては、「毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。」こととしている。現在、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、利用度の検証を行い国への返納も含めた処分の検討を行っている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 政府出資財産の不要資産売却額のうち、簿価相当額を以下のとおり国庫返納した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道中央農場用地 資産の別: 実物(山林) 資産の名称: 北海道中央農場用地 譲渡時(16年12月)における帳簿価格: 918,320円 納付方法及び時期: 金銭納付(23年3月) ・十勝農場建物 資産の別: 実物(建物等) 資産の名称: 十勝農場資料展示館等 譲渡時(16年8月)における帳簿価格: 4,285,439円 納付方法及び時期: 金銭納付(23年3月)
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 全農場に対し実物資産の保有の必要性について調査を実施し、業務の廃止等により不要となった資産の除却を行うとともに、利用度が低下した資産については減損処理を実施している。また、保有資産の見直しの状況について、監事による定期監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受けている。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 本所電気機械施設の保守管理業務について、隣接する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所と共同契約を行っている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● センターは、宿舎を所有していない。研修施設として鹿児島農場研修会議室を所有するが、農場内にある当施設は、農場及び関連施設を利用しながら行う、さとうきび生産者に対する講習会場としての利用と、農場会議室としての利用の併用をしており、農場外の施設で代替することは困難である。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 第2期中期目標期間において、久留米分室(18年5月)、知覧農場(20年4月)、金谷農場(21年4月)をそれぞれ廃止し、西日本農場に再編統合を進めてきたところである。第3期中期目標期間においては土地・建物等の資産について、毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込みの可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行う旨、中期目標及び中期計画に記載されている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、22年度以降以下の取り組みを実施している。</p> <p>①公告方法 ア 公告時期の早期化、公告期間の延長(休日を除き15日以上確保) イ RSSの導入</p> <p>②入札参加条件 ア 肥料購入については、特殊品目と通常品目を分けて入札 イ 役務と物品購入を分けて入札 ウ 損害保険契約については競争参加資格の等級範囲をAランクのみからA～Cランクに変更</p> <p>③契約方法の見直し IT保守及び損害保険契約については、複数年契約方式も有効な手法と考えられるので単年度契約方式から複数年契約方式への変更も検討</p> <p>④22年度状況 (金額ベース) 一般競争等 463,684,302円 95.2% 競争性のない随意契約 23,502,405円 4.8% (件数ベース) 一般競争等 46件 83.6% 競争性のない随意契約 9件 16.4%</p> <p>⑤23年度状況 (金額ベース) 一般競争等 129,650,282円 76.7% 競争性のない随意契約 39,297,069円 23.3% (件数ベース) 一般競争等 30件 76.9% 競争性のない随意契約 9件 23.1%</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 事務用消耗品について、一括購買システムにより本所で一括契約を行うほか、農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめた上で計画的な契約を実施している。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 内閣府官民競争入札等監理委員会からの要請に基づき、複数者に発注している清掃等の庁舎管理業務について、市場化テストのスキームの活用により、包括的な委託発注を行うことを検討している。なお、本所の施設管理業務について既に平成23・24年度の複数年契約を締結しているため、導入は平成25年度以降となる。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会公表)を踏まえつつ、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づく契約の適正化に関する取組を推進する中で、施設工事における総合評価落札方式の実施等、調達・契約方式の多様化により効率化を図っている。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	● ラスパイレス指数は97.8(平成22年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の報酬について、引き続き個別の額をホームページで公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 監事の監査事項及び評価委員会の評価事項として、①人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)の削減状況、②国家公務員の給与構造改革や給与水準の見直しに準拠した給与規程の改正、③法人のラスパイレス指数等について監査、評価を実施しており、特段の意見はなかった。 今後も、監事による監査、評価委員会による事業評価において、引き続きチェックを行っていく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 23年3月に策定した第3期中期計画において、「運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。」こととした。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械・器具の整備に必要な経費については、センター本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 監査室を設置し、室長の他、併任により監査専門役4名を配置し内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。</p> <p>○ 23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 22年11月に「独立行政法人種苗管理センター寄附金等受入規程」を制定し、寄付金の受入れ体制を整備した。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、23年4月にセンターが保有する特許について農林水産大臣認定TLO(技術移転機関)である社団法人農林水産技術情報協会(現社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)に再実施許諾権を付与し、企業への技術移転の推進を行うこととした。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 第3期中期計画において、「調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。」と定めており、これに即して評価を行ってきたところである。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人家畜改良センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 地方公共団体等より、道路、鉄道、排水用地として割愛要求があったことをから、平成23年3月に政府出資財産の土地売却額(十勝牧場用地、奥羽牧場用地)を国庫に返納した(4,653千円)。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● センター本所担当課において、資産の増減に関する調査を毎月実施するとともに、年度末において独立行政法人会計基準に基づいた減損の兆候判定を実施し、資産の活用について確認している。また、資産の保有状況については、監事による定期監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受けている。(現時点において該当なし。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成23年3月に策定した中期計画において、特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図ることとしたところ。これに即し、平成23年度に2回開催した発明審査委員会において、特許権の利用見込みを踏まえた権利維持や出願に関する必要性を点検し、利用性の低い保有特許1件を放棄した。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	該当なし。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○中央畜産研修施設は職員の研修に特化した施設ではなく、全国の畜産関係者を対象として家畜の改良増殖、飼養管理の改善等に関する研修を行う施設であり、その機能を代替できる施設は他にない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○土地・建物等の資産については、平成23年3月に策定した中期目標及び中期計画において、毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込みの可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行う旨を定めたところであり、今後もこれに即して事務所の整理・統廃合等を進めることとしている。
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	<p>●契約については、平成23年3月に策定した中期計画において、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行うこととしたところ。これに即して必要な取組を実施している。</p> <p>●23年度以降に実施した契約については、十分な公告期間の確保と解りやすく参加しやすい仕様書作成に努めた。</p> <p><平成23年度契約状況> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等1,481,579千円(88.6%)、競争性のない随意契約190,558千円(12.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等244件(87.2%)、競争性のない随意契約36件(12.8%)</p> <p><平成22年度契約状況> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等1,223,313千円(85.5%)、競争性のない随意契約207,884千円(14.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等236件(87.7%)、競争性のない随意契約33件(12.3%)</p>
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	—

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●本所及び牧場において一括での調達が可能となる案件については共同での調達を行うよう努めてきたところであり、今後、このような取組を強化していく。</p> <p>また、調達に当たっては、</p> <p>ア) 事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること</p> <p>イ) 機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること</p> <p>ウ) 定期的に他独立行政法人の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めること</p> <p>を徹底するとともに、納入内容を点検し、年2回経費削減状況を検証することとしている。</p> <p>平成22年度分及び平成23年度前期分について、センター本所担当課において市販(見積)価格と契約価格を比較したところ、複数とりまとめることや、複数年契約にすることにより比較的廉価で導入できる物品(肥料、農機具リース等)があることが明らかとなった。このため、引き続き共同での調達を実施するとともに、他独立行政法人の購入に関する情報の収集を通じて、新規業者を開拓し競争性を高める等さらなるコストの縮減を図るための取組を行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●調達に当たっては、</p> <p>ア) 事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること</p> <p>イ) 機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること</p> <p>ウ) 定期的に他研究機関の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めることを徹底するとともに、納入内容を点検し、年2回経費削減状況を検証することとしている。</p> <p>平成22年度分及び平成23年度前期分について、センター本所担当課において市販(見積)価格と契約価格を比較したところ、複数とりまとめることや、複数年契約にすることにより比較的廉価で導入できる物品(乾燥器、電子天秤等)があることが明らかとなった。このため、引き続き共同での調達を実施するとともに、他研究機関の購入に関する情報の収集を通じて、新規業者を開拓し競争性を高める等さらなるコストの縮減を図るための取組を行う。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○中央畜産研修施設の施設管理業務について、平成21年4月から民間競争入札により委託先を決定しているところであり、引き続きサービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●中央畜産研修施設の施設管理業務について、平成23年度末までの3年間民間へ同業務を委託した結果、1割程度の経費削減効果が認められたことから、官民競争入札等監理委員会に報告するとともに、更に同業務の受託に関する入札の競争性を高めるため、事業規模に関する制限を無くす入札参加要件の緩和を図ったうえで、平成24年度以降の契約においても引き続き民間競争入札を実施したところ。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ラスパイレス指数は96.3(平成23年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○理事長、理事及び監事の給与については、引き続きその額をホームページで公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事の監査事項及び評価委員会の評価事項として、①人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)の削減状況、②国家公務員の給与構造改革や給与水準の見直しに準拠した給与規程の改正、③法人のラスパイレス指数等について監査、評価を毎年度実施しており、今後も、監事による監査、評価委員会による事業評価において、引き続きチェックを行っていく。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○平成23年3月に策定した中期計画において、運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%を抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度1%を抑制し、また、毎年度、財務の分析を行い、その結果を経費の縮減に活用することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等については、合理性、効率性の観点から、当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各牧場の業務の実施状況等を勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。 また、物件の調達に当たっては、複数の見積もりを取ることを徹底することにより、所要額の見積もりの考え方を明確にするなど必要な経費を積算段階から精査できるようにしている。 なお、予算の執行に当たっては、監事監査等において本所・各牧場の業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図るとともに、財務にかかる情報をセンターHPで公表し透明化の確保に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査、監事監査、会計監査人監査の監査状況等を第三者委員会として組織するコンプライアンス・業務監視委員会に報告し、内部統制が有効に機能しているか評価を受け、その結果を理事長に報告し、必要な是正措置に順次取り組んでいるところ。 また、昨年10月に業務監査室をコンプライアンス推進室と改組し、リスク管理等の業務を加えるなど機能を強化することにより、コンプライアンス推進体制を整備した。 ●22年度に発覚した職員による私的積立金等の流用事件に関しては、検証委員会の報告を踏まえて、職員の意識調査を踏まえたコンプライアンスに関する勉強会の開催、各職場における近況報告等によるコミュニケーションの育成等組織運営改善の取り組みを実施するとともに、コンプライアンス・業務監視委員会の検証を継続して受けることとしている。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●平成23年3月に策定した中期計画に基づき、家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格と比較すること等により価格の設定の見直しを行った。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●平成23年3月に策定した中期計画において、特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図ることとしたところ。これに即し、平成23年度に2回開催した発明審査委員会において、特許権の利用見込みを踏まえた権利維持や出願に関する必要性を点検し、利用性の低い保有特許1件を放棄した。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○調査研究については、調査研究課題の審査や評価等をセンター検討会(中間及び年度末に2回)及び評価会議(年度末に1回)において実施している。評価会議の外部評価委員は大学並びに公的研究機関の有識者により構成され、課題ごとに指導・助言(計画や成果の内容、進捗状況など)を頂き、この評価を基に課題ごとに適切な見直しを行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○各年度の事業実績についてはホームページ上で公表を行っている。また、監査の結果や各種委員会等の審査結果についてはホームページ上で公表を行うこととしている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人水産大学校

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●独立行政法人通則法の改正を受け、平成19年度に発生した旧耕洋丸の売払代金84,000千円を平成23年3月18日に国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○田名臨海実験実習場について、実験実習場再編検討委員会を発足し、現在同実習場で行っている実習等を他の施設に移行する方法等を検討しつつ、第3期中期目標期間中に廃止することとしており、廃止した場合には現物納付とする予定である。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●当法人の施設はいずれも当法人の事務・事業を実施する上で必要な資産であるが、毎年度利用状況に付き調査を行うなど不要資産の有無の点検を行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●当法人の事務所は1ヶ所で、すでに集約されているが、今後も管理部門の効率化に努めてまいりたい。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○田名臨海実験実習場について、実験実習場再編検討委員会を発足し、現在同実習場で行っている実習等を他の施設に移行する方法等を検討しつつ、第3期中期目標期間中に廃止することとしており、廃止した場合には現物納付とする予定である。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 平成22年度に複数年契約を取り入れるなど契約方法の改善を図ったところ。引き続き競争入札等推進委員会において一者応札・応募となった契約について事後点検を実施し、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>→22年度の状況 (金額ベース) 一般競争等1,215,936,807円(96.0%)、競争性のない随意契約50,278,800円(4.0%) (件数ベース) 一般競争等62件(84.9%)、競争性のない随意契約11件(15.1%) (注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したものを含む。(49百万円、10件) また、残りの1件については、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。</p> <p>→23年度の状況 (金額ベース) 一般競争等400,358,742円(99.7%)、競争性のない随意契約1,393,524円(0.3%) (件数ベース) 一般競争等46件(97.9%)、競争性のない随意契約1件(2.1%) (注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。(当法人には「関連法人」はない)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●当法人の事業に関する全ての物品・役務の発注は1部署で行っており、引き続き可能なものについては一括での調達を行っていく。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●施設等の保守管理、警備業務等について、コスト等を比較・考慮し、平成24年度より、水産大学の施設の管理・運営業務について、複数年、包括的契約を実施したところ。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●公共サービス改革プログラムを踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、水産大学の施設の管理・運営業務について、平成24年度より4年間の複数年、包括的契約を実施したところ。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●ラスパイレス指数は88.2(平成23年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイレス指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定めている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●今後も引き続き、国家公務員に準じたものとする。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各部署等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、新たな教育・研究課題に対応するために整備や更新が必要となる機器の購入等については、学内で公募を行い、理事長等によるヒアリングにより優先性の高いものに対して必要最小限の経費を配分している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部統制の強化等を図るため、平成21年7月1日より監査役を設置しており、引き続きこの体制で内部監査業務を実施する。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●国立大学法人与同等の授業料負担としている。

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●事業内容が教育という直接利益を生み出さないものであることから、協賛等による安定した収入は見込み難い。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●引き続き、産学公交流イベントへの参加、HP掲載、記者レク等を行い、積極的な研究成果の利活用を推進する。なお、研究成果のうち第三者による権利化を防衛する必要があるもの等で、特許等の知的財産権となりうるものについては積極的に出願し取得に努める。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●当法人は水産業を担う人材の育成を図ることを目的とした教育機関であり、教育の一貫性や継続性を確保する観点から、通常、事業を複数の候補案件から選択することはない。 ただし、教育の内容については、(独)大学評価・学位授与機構や日本技術者教育認定機構等の外部機関の審査を受けることにより質の確保を図るとともに、外部有識者8名からなる外部評価委員会からの評価を踏まえた自己評価を行い、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて業務運営および中期計画の進行管理に適切に反映させること等により、効率的な事業実施や実施過程の透明性を確保している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●これまでも各段階で、外部の者を含めた外部評価委員会、独立行政法人評価委員会等において評価を実施し、評価結果を予算配分等に反映させてきた。また、評価結果についても引き続き、ホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たすこととする。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業・食品産業技術総合研究機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成23年度は東京事務所を移転・集約するとともに、東京リエゾンオフィスは廃止した。また、九農研久留米研究拠点の総務部門については、筑後・久留米研究拠点に一元化した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京事務所については、平成23年9月さいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 畜産草地研究所御代田研究拠点の研究員宿舎については廃止することとしているが、現在被災者用受入施設として登録されていることから、その処分については、動向を見ながら検討することとしている。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 14,844,371千円(84.2%)、競争性のない随意契約 2,779,599千円(15.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,739件(87.7%)、競争性のない随意契約 244件(12.3%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,129,144千円(84.5%)、競争性のない随意契約 2,036,087千円(15.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,047件(85.3%)、競争性のない随意契約 180件(14.7%)</p> <p>※平成23年度の件数・金額については、精査中。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、研修の共同実施及び調達品目の一部について一括契約を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成23年度における一般競争入札等の割合は契約全体の84.5%となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 法人における施設維持管理業務等について、複数年契約とする等の見直しを行い、サービスの質の維持・向上と経費削減を図っているところであり、平成23年度には警備業務、清掃業務について複数年契約を行うとともに、九州管内に設置している研究拠点の電気供給契約について、一括して一般競争入札を行った。 また、平成24年度にあつては、農研機構(つくば地区)における塵芥収集業務及びエレベーター保守点検について一括契約を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、国における改革の状況を踏まえつつ、今後対応していくこととしている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● ラスパイレス指数は96.5(平成23年度、仮集計値)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 経費、諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部統制のさらなる強化を行うとともに、コンプライアンスの確実な実践を確保する機能の更なる強化を図るため、平成23年4月に組織規程を改正し、従来から設置されている監査室に加え、新たにコンプライアンス室を設置した。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。</p> <p>○ 農業機械の型式検査業務及び安全鑑定業務については、平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定し受益者負担の拡大を図った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努めることとしている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、幅広い分野にわたる外部専門家・有識者20名に評価委員を委嘱した農研機構評価委員会における検討に基づいて行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び国際比較が可能なものについては海外の研究開発状況と比較する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定することとしている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業生物資源研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成24年度から新たに施設の保守管理業務に係る契約を複数年契約(3件)とした。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 放射線育種場の寄宿舍については、途上国等からの研究者受入に支障のない方策を処置した後、速やかに廃止することとしているが、現在被災者用受入施設として登録されていることから、その動向を見ながら検討することとしている。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。

【平成22年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 3,150,751千円(60.1%)、競争性のない随意契約 2,094,055千円(39.9%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 250件(54.9%)、競争性のない随意契約 205件(45.1%)

【平成23年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 3,041,544千円(88.0%)、競争性のない随意契約 415,280千円(12.0%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 214件(92.6%)、競争性のない随意契約 17件(7.4%)

※平成23年度の件数・金額については、精査中。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

—

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。

なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、研修の共同実施及び調達品目の一部について一括契約を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成23年度における一般競争入札等は契約全体の88.0%となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 法人における施設維持管理業務等について、複数年契約とする等の見直しを行い、サービスの質の維持・向上と経費削減を図っているところであり、平成23年度には警備業務、清掃業務について複数年契約を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、国における改革の状況を踏まえつつ、今後対応していくこととしている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は99.0(平成23年度、仮集計値)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 経費、諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 役員によるガバナンスを強化するために、平成23年4月に組織規程を改正し、内部統制の総合調整、コンプライアンスの推進、セキュリティ対策等の業務を所掌する部署の指導・調整を担う統括管理主幹を設置し、内部統制の充実・強化を図っている。</p>

5. 自己収入の拡大

○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。

● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。
○ 放射線育種場の依頼照射料金については、現在見直しを行っているところ。

○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。

● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努めることとしている。

○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部委員8名からなる評価助言会議からの評点・コメントを踏まえて行っている。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行うこととしている。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業環境技術研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成23年度におけるアウトソーシングの件数は平成22年度に比べ2件増加した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。

【平成22年度】

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 1,180,855千円(60.9%)、競争性のない随意契約 757,566千円(39.1%)

(件数ベース(単位:件))

(平成22年度) 一般競争等 82件(31.7%)、競争性のない随意契約 177件(68.3%)

【平成23年度】

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 737,176千円(82.0%)、競争性のない随意契約 161,535千円(18.0%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 97件(74.6%)、競争性のない随意契約 33件(25.4%)

※平成23年度の件数・金額については、精査中。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

—

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。

なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、研修の共同実施及び調達品目の一部について一括契約を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成23年度における一般競争入札等は契約全体の82.0%となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 法人における施設維持管理業務等について、複数年契約とする等の見直しを行い、サービスの質の維持・向上と経費削減を図っているところであり、平成23年度には健康診断業務について、他法人とともに契約を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、国における改革の状況を踏まえつつ、今後対応していくこととしている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は97.5(平成23年度、仮集計値)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 経費、諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査室を設置し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努めることとしている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部専門家・有識者7名からなる評価委員会からの評価を踏まえて行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点並びに評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行うこととしている。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	国際農林水産業研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成23年度は警備業務を複数年契約することにより、1,814千円(50.7%)の削減が図られた。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。

【平成22年度】

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 433,201千円(66.6%)、競争性のない随意契約 217,434千円(33.4%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 91件(76.5%)、競争性のない随意契約 28件(23.5%)

【平成23年度】

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 264,981千円(75.4%)、競争性のない随意契約 86,497千円(24.6%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 63件(73.3%)、競争性のない随意契約 23件(26.7%)

※平成23年度の件数・金額については、精査中。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

-

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。

なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、研修の共同実施及び調達品目の一部について一括契約を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成23年度における一般競争入札等は契約全体の75.4%となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 法人における施設維持管理業務等について、複数年契約とする等の見直しを行い、サービスの質の維持・向上と経費削減を図っているところであり、平成23年度には、清掃業務及び一般廃棄物収集運搬処理業務について複数年契約を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、国における改革の状況を踏まえつつ、今後対応していくこととしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上でラスパイレス指数が101.4(平成23年度、仮集計値)であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成24年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。なお、平成22年度の評価では「平成21年度に104.7であった事務・技術職員のラスパイレス指数も101.2に改善した。」と評価されているところ。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減することとしている。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行うこととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 経費、諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査室を設置し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。なお、オープンラボ(島嶼環境技術開発棟)については、受益者からの適切な利用料の徴収に向けた検討を進めるとともに、利用率を向上させるため、学会での説明などにより情報周知を強化している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 共同研究について、規程等を整備し、その受け入れ拡大に努めているところ。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努めることとしている。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部有識者6名からなる外部評価会議からの評価を踏まえて行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、開発途上地域の農林水産業の技術の向上による当該地域の食料問題の解決を通して、我が国の食料安全保障に寄与する観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて、機動的に見直しを行うこととしている。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、開発途上地域にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定することとしている。なお、この選定にあたっては、数値目標を設定して取り組むとともに、「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人森林総合研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有資産については、随時その必要性について見直しを行い、不要と認められるものについては速やかに国への返納等を行っている。</p> <p>○ 地方公共団体から道路用地等として買い受け要望が出された多摩森林科学園・千代田試験地の土地を売却し、その収入38,015千円を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○ 使用予定がなくなった職員宿舎(7箇所)についても速やかに処分を行い、その収入486,413千円を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○ 平成22年度末(第2期中期目標の期間の最終年度)の利益剰余金については、平成22年度の決算後、農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会の意見聴取等を経て、農林水産大臣の承認を受けた金額を除いた2,071,010千円を平成23年7月に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 成宗分室(杉並区)及び青山分室(盛岡市)については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納(現物納付)した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 保有資産等については、本基本方針に基づいて、引き続き、その保有の必要性について見直しを随時行い、保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行うこととしている。</p> <p>○ 知的財産権について見直しを行い、平成22年度は5件を検討しうち3件を放棄することとし、平成23年度は検討した6件全てを放棄することとしたところである。今後とも引き続き知的所有権の見直しを行っていくこととしている。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する」こととしており、平成24年度中の実施に向けて検討中である。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する」こととしており、平成24年度中の実施に向けて検討中である。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 入札公告については、平成21年度に一者応札・応募となった入札において応札・応募ができなかった者にアンケート調査を行い、参加資格要件の緩和等を行うとともに、平成22年5月に新たな「随意契約見直し計画」及び「一者応札、一者応募に係る改善方策について」を定め、公告期間の十分な確保と公告の内容や周知方法の改善(特定中山間保全整備事業等における競争参加資格のランクの拡大やホームページにおけるRSSシステムの導入等)を行った。

【平成22年度の契約状況】
(金額ベース)
一般競争等8,329,262千円(93.9%)、競争性のない随意契約538,753千円(6.1%)
(件数ベース)
一般競争等343件(70.1%)、競争性のない随意契約146件(29.9%)
(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、当所が共同研究グループの代表(中核研究機関)として応募し、外部専門家等の審査を経て採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し当所から再委託したものを含む。
(319百万円、104件)

【平成23年度の契約状況】
(金額ベース)
一般競争等5,540,141千円(92.2%)、競争性のない随意契約469,993千円(7.8%)
(件数ベース)
一般競争等330件(79.7%)、競争性のない随意契約84件(20.3%)
(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、当所が共同研究グループの代表(中核研究機関)として応募し、外部専門家等の審査を経て採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し当所から再委託したもの(97,397千円、27件)及び、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る研究開発に対応するための緊急随契(津波被害の発生した海岸林調査、スギ雄花に含まれる放射性セシウム調査等6件、53,346千円)、更には森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転等に係る原状回復等の契約は、賃貸借契約上相手方が特定されているため随意契約で行ったこと(4件、127,011千円)を含む。

○ 平成20年度の競争契約の総数496件、総額16,389,882千円のうち一者応札・応募が188件(37.9%)、2,906,708千円(17.7%)であったのに対して、電子入札の導入や地域要件の緩和等の対策を講じたことから一者応札・応募は減少傾向にあり、平成22年度は競争契約の総数343件、総額8,329,262千円のうち一者応札・応募が114件(33.2%)、1,200,507千円(14.4%)に、平成23年度は競争契約の総数330件、総額5,540,141千円のうち一者応札・応募が142件(43.0%)、951,034千円(17.2%)になった。

○ なお、随意契約についても、当所が共同研究グループの代表(中核研究機関)として応募し外部専門家等の審査を経て採択された後当該共同研究グループに所属する機関に対し当所から再委託したもの等を除き、平成20年度は100件、1,001,394千円であったのに対して、平成22年度は42件、219,799千円、平成23年度は57件、372,596千円であった。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

—

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連公益法人として林木育種協会と林業科学技術振興所が該当するが、林木育種協会の内部留保率は平成21年度28.3%、平成22年度26.4%。林業科学技術振興所の内部留保率は平成21年度マイナス0.4%、平成22年度マイナス15.0%であり、30%以下の値である。また、当所の業務委託等に係る入札について、林木育種協会は22年度分から、林業科学技術振興所は23年度から応札していない(林業科学技術振興所は23年3月31日をもって解散)。</p> <p>○ 平成23年度は関連公益法人に該当する法人はない。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月15日付けで契約事務取扱要領を改正し、支所長等が、効率的と判断される場合には他の支所長等に契約を依頼できることとし、共同調達の推進体制を整備した。</p> <p>【平成23年度における共同調達の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北支所と東北育種場:暖房設備及び浄化槽改修工事外1件設計業務 (3,990千円) ・本所と林木育種センター:コピー用紙単価契約 (3,345千円) ・九州支所と九州育種場:カラーデジタル複写機賃貸借及び保守業務3台 (4,848千円) ・九州支所と九州育種場:業務用電力の供給 (10,776千円) ・本所と林木育種センター:施設の管理業務 (68,166千円)
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 調達に係る仕様要件の見直しについては、必要に応じ所内に設置した入札審査委員会を開催し、応札の条件が過度の制約を課していないか等について検討を行っている。</p> <p>○ 調達においてはリース方式や複数年契約の適用の可否を検討し、その適用が有利な場合には積極的に活用している。</p> <p>○ 研究機器の共同利用等については、民間、大学、国、公立試験研究機関、他の独立行政法人等と連携・協力し、森林・林業・木材産業に関する研究を進めるため、積極的に共同研究に取り組むこととし、当所で共同研究に利用できる施設及び機械・機器をホームページで公開し、積極的な利用を呼びかけている。</p> <p>○ 予定価格の積算に当たっては、市場価格を調査するとともに他の研究機関の納入実績を確認して、適正な価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 法律に基づく市場化テストとして平成24～25年度の森林総合研究所本所及び林木育種センター施設の管理業務(警備業務、清掃業務、エレベータ点検、自動扉点検保守)の包括契約を実施した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 施設管理関係契約について、今後も複数年契約を図り、調達の効率化や経費の削減を推進する。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年3月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成23年度の事務・技術職員のラスパイレス指数は99.6となり、給与水準は国家公務員と同水準を確保している。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、引き続き個人情報保護に留意しつつ個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 平成21年度決算から監事による役職員の給与水準の実態、役職員給与の決定方法、役職員給与の情報公開について監査を実施しているが、特段の意見は受けていない。 また、農林水産省独立行政法人評価委員会による事後評価では、「研究職員は100を下回っている。一方で、事務・技術職員は100を上回っているが、平成21年度102.0から平成22年度には100.1と1.9ポイント下げている。また、平成23年度は99.4と、100を下回る見込みである。旧緑資源機構からの承継職員の給与水準の段階的引き下げを確実に実施されたい。(平成22年度評価シートの評価委員会の意見等から抜粋)」との意見を受けている。 平成23年度の事務・技術職員のラスパイレス指数が99.6となり、当所の給与水準の適切性は確保されていると認められるものの、引き続き監事監査、独法評価委員会によるチェックを行っていく。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 中期計画において、「業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う」こととしている。</p> <p>○ 水源林造成事業等については、同中期計画において、「業務運営の効率化を図り、平成22年度と比較して、平成27年度に一般管理費については30%、人件費については20%、事業費については30%削減する」こととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じた基準を適用している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 研究開発費については、中期目標達成への寄与や研究成果の公表・利活用状況等を勘案し、経費要求を十分精査した上で、合理的、効率的な予算実施計画を作成している。</p> <p>○ 水源林造成事業等の毎年度の事業費等については、当該年度の補助金等の予算の範囲内で、公共事業のコスト構造改善や効率的な予算執行を考慮して各事業の業務量に必要な事業費等を積み上げ、具体的な実行予算の計画を作成している。なお、工事等に必要な経費については、土木工事等の積算基準に基づき積算を行うなど、適正な見積りを行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査規程に基づき、①研究所の業務②会計規程に基づく予算の執行及び会計処理③公的研究費等の管理状況④その他理事長が必要と認める事項について、理事長が監査計画を作成し、本所は監査室、森林農地整備センターにあっては、センターコンプライアンス室が監査を実施している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 民間からの依頼に応じて行う鑑定や技術指導、研修生の受入等については、人件費や消耗品の実費相当額等を経費として徴しており、必要に応じて見直しを行っている。不動産・物品の利用料については、時価相当額に一定率を乗じた額としている。</p> <p>○ 中期計画において「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」こととしており、配布価格と種苗生産コストの乖離を最小限にするべく、平成23年度に引き続き平成24年度においても種苗の配布価格を引き上げる予定である。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 当研究所の目的である「森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等」に資する寄附金を受入するため、寄附金等受入規程(平成21年12月)を定め、当所のホームページに「寄附金等の受入について」を掲載し、受入の拡大に努めている。</p> <p>○ 平成23年度は8件の研究助成を受けた。今後も積極的に応募して寄付金収入の拡大を図る。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 出版物の著作権による自己収入の拡大(平成22年度:762千円)を行うとともに、知的財産権の活用促進のための産学官連携イベント等に出展した(平成23年度:6件)。今後とも産学官連携推進調整監等を中心に企業への技術移転等の取組を行う予定である。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究分野においては、有識者を外部評価委員とする重点課題評価会議を開催して課題の設定や実施方法等を検討する評価制度を導入している。</p> <p>○ 水源林造成事業等の実施に当たっては、法人が国からの予算の範囲内で事業計画等を作成し、国と協議を行うこととしている。また、事業評価は国が外部専門家の意見を聞きながら実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究推進評価会議における評価結果を受けて研究課題の内容や構成を社会ニーズ等を勘案しながら見直し、研究課題の新規開始・廃止を行っている。評価結果の事業への反映状況については、結果をホームページ上で公開している。また、所内プロジェクトの事業については、事前、中間、事後で評価しており、結果はホームページ上で公表している。</p> <p>○ 事業評価において、評価結果を公表するとともに、事業の実施に反映させている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人水産総合研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 独立行政法人通則法の改正を受け、船舶、土地等の売り払い代金37,383千円を平成23年3月18日に国庫納付した。西海区水産研究所亜熱帯研究センター(八重山庁舎)の一部敷地を歩道等用地として沖縄県へ譲渡し、売り払い代金1,696千円を平成24年2月29日に国庫納付した。</p> <p>○ 漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を平成24年1月16日に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 現中期計画において、「利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止も含め検討を行う」としているところ。具体的には、23年度にこれまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設の一部を廃止した(資材保管庫として活用)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● その他の資産については、引き続き、固定資産の減損状況確認調査や現物確認調査を行うことにより、資産の利用度のほか、経済合理性といった観点に沿って、保有の必要性について見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 研究開発業務におけるシナジー効果の発現と管理部門の一層の効率化のため、栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行った。今後、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしており、特に、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図ることで、経費の縮減(効率化目標)の達成を図る予定。なお、北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設について、24年度末に廃止予定。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行った。今後、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしており、特に、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図る。なお、北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設について、24年度末に廃止予定。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 現在、競争入札等推進会議において事前審査及び事後点検を行うことで随意契約等見直し計画の着実な実施を推進するとともに一者応札・応募となった契約について事後点検を実施しているところであるが、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>平成22年度の契約実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等9,923,925,833円(88.3%)、競争性のない随意契約1,319,349,034円(11.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等658件(70.0%)、競争性のない随意契約280件(30.0%)</p> <p>(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(1,077百万円、238件)を含む。</p> <p>平成23年度の契約実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等6,305,340,900円(89.5%)、競争性のない随意契約738,583,253円(10.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等549件(92.3%)、競争性のない随意契約46件(7.7%)</p> <p>(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(111百万円、16件)を含む。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当無し(当法人には「関連法人」はない)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 当法人では、以下の共同調達の取り組みを行っており、今後も共同調達が可能なものを検討し、さらなるコスト縮減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用燃油の調達、電気(高圧)の調達、外国雑誌の調達、試薬類の調達、調査用消耗品(XBTプローブ)の調達
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>ア) 現在、競争入札等推進会議において事前審査及び事後点検を行い、常に調達にかかる仕様書の見直し及び調達方法の見直しを実施しており、今後も継続する。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は既に活用している。また、他の研究機関との機器類等の共同利用を実施している。</p> <p>ウ) 他の研究機関の購入実績について確認は行っていないが、複数者の参考見積を徴する等、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 研究標本等の分析・同定等について、業務の質に留意しつつコスト比較を勘案し、可能かつ有効なものについて、アウトソーシングを推進する。また、施設等の保守管理については、コスト等を検討し、中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を平成24年度から3年間の複数年・包括契約を行ったところ。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)を踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、施設等の保守管理については、コスト等を検討し、中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を平成24年度から3年間の複数年・包括契約を行ったところ。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● ラスパイレス指数は事務・技術95.8、研究職90.5(平成23年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の報酬については、従来より個別の額を公表しているところであるが、今後も個人情報保護にも留意しつつ、継続する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイレス指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 今中期計画において、「運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、平成22年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する」としている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、現在も国家公務員準拠となっているが、今後も引き続きその維持を図る。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各研究開発業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械等の整備に必要な経費については、センター本部において必要性・効率性の観点から点検・精査することで合理化を図っている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンスを含む内部統制全般について体制の充実・強化を図るため、新たに内部統制を担当する「監理室」を設置した(平成23年4月1日)。 新: 監理室長ほか2名(計3名) 旧: 監査役2名</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 事業の目的を踏まえつつ、施設使用料の徴収など受益者負担の適正化に努める。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 事業の目的を踏まえつつ、寄附金等による自己収入の確保に努める。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 水産総合研究センター叢書の刊行による出版収入を積極的に図るほか、知的財産の活用については、保有権利やノウハウについて、社会連携推進活動を通じて、民間企業等との実施契約等による権利の活用と収入の拡大を図ることに努める。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究開発等に関わる資源の投入と主要な成果の普及・利用状況の把握など、得られた成果の分析を実施するとともに、外部の者を含めた機関評価会議、有識者で構成される独立行政法人評価委員会等における効果的な外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● これまでも各段階における評価を、外部の者を含めた機関評価会議、独立行政法人評価委員会等において実施し、評価結果を研究課題毎の研究予算配分に反映させてきたが、今後も、実施する必要性、緊急性、有効性等について厳格に検証し、継続の必要性がないと判断されるものはすべて廃止する。また、評価結果については引き続き、ホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たすこととする。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○野菜関係業務の見直しにより不要となる資金(10,681,888千円)を、平成23年6月に国庫納付
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。 ○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○①一者入札解消に向け、複数の者が説明会等に参加したものの、結果的に一者応札となった契約についてアンケート調査を行い、契約の担当部署とともに不参加者の理由について分析・検証を行った結果、メールマガジン配信及び入札日から履行開始までの期間を充分設ける等、改善策を職員に周知した。</p> <p>②前広に入札予定情報を事前に公表することにより、競争参加者が入札等に参加するための十分な入札準備期間が確保でき、入札参加への可能性が増すことから、定例的に発生する契約については、年間入札予定情報をホームページで公表した。</p> <p>22年度(金額ベース) 一般競争等9,551,641,949円(95.2%) 競争性のない随意契約481,690,295円(4.8%) 22年度(件数ベース) 一般競争等116件(89.9%) 競争性のない随意契約13件(10.1%)</p> <p>23年度(金額ベース) 一般競争等9,007,246,624円(95.0%) 競争性のない随意契約471,832,067円(5.0%) 23年度(件数ベース) 一般競争等152件(88.4%) 競争性のない随意契約20件(11.6%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	該当なし。

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○一括での調達が可能な物品については、地方事務所で調達せずに本部で一括契約での調達を行うよう努めており、引き続きこのような取組を進めていく。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○外国書籍の購入について、一部カード決済を導入し、外国書籍を通信販売する者と直接取引することにより、経費を削減。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○給与構造の見直しとして、職員の本俸水準について等級別に毎年1.4~0.2%の引き下げ等を計画的・段階的に実施するするとともに、役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年5月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年6月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○職員の給与水準について、平成21年度の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が107.1であることを踏まえ、引き続き給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表する(中期目標及び中期計画に明記)。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年6月30日にホームページで公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを行っている。また、監事監査においても、国家公務員の給与水準を十分考慮した給与水準の見直し等に関する対応状況について、監査を受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 中期目標において「一般管理費については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し等に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減」、「事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度比で10%削減」と定めており、法人において、これに基づき引き続き業務運営コストの削減に取り組む。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ これらの諸経費・手当は、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等については、効率的かつ効果的な実施を図るため、費用対効果分析やコスト分析手法の導入及び支出上限である単価基準等の設定等により必要な経費を積算段階から精査。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 中期計画において「適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する」と定めており、法人において、これに基づく体制を整備済み。コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス推進計画を策定するとともに、コンプライアンスの推進状況の点検のためのアンケート調査等を実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 中期目標において「効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する」と明記。また、「外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る」と定めており、法人において、これに基づき有識者から成る「機構評価委員会」で事業の点検・評価等を実施。また、有識者から成る「補助事業に関する第三者委員会」による点検・評価等については、ホームページで公表。なお、当該委員会は、いずれも15年度から毎年開催。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 中期計画において「効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、①事業実施計画の承認に当たり事業実施主体との協議、②費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択、③必要に応じた現地調査の実施、④費用対効果分析を実施している事業にあつては3年目までの利用状況を調査、また、3年を経過した年に事後評価を実施し、利用率が低迷している場合には改善指導を行う」と定めており、法人において、これに即して、評価結果の事業実施過程への反映に努めている。具体的には、費用対効果分析を実施している事業について、事後評価において効果が費用を下回ったものについて、事業実施主体から改善計画を提出させるとともに、今後5年間、各年度末に改善計画の達成状況の報告を求めるなどの指導を実施。また、前年度の審査・採択状況についてホームページで公表。

また、法人において中期計画の「補助事業に関する業務執行規程等に基づき、①明確な審査基準に基づく事業の実施、②事業説明会等を通じた事業実施主体に対する指導の徹底、③事業の進行管理システムによる事業の進捗状況の把握、④毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施機関等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表」と定めており、所定の事項を公表。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人農業者年金基金

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び現中期目標に基づき売却した柏職員宿舎の売却代金(約68,100千円(平成21年度簿価42,649千円))を平成23年3月31日に国庫納付した。 また、平成23年度においては、平成21年3月末日に廃止した九州連絡事務所(295千円)、平成23年3月末日に廃止した北海道連絡事務所(337千円)に係る敷金等を平成24年3月29日に国庫納付した。 なお、これ以外に基金には見直しの対象となる資産はない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、組織運営の合理化を図るため、平成21年3月末日をもって九州連絡事務所、平成23年3月末日をもって北海道連絡事務所をそれぞれ廃止したところ。 該当なし。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	
	○ 業務運営の効率化・合理化を図ることにより、賃借料については、平成23年度が前年度比▲6.1%、平成24年度が前年度比▲6.2%となった。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画については、着実に実施しており、真にやむを得ない場合(事務所等の賃借、後納郵便料等)を除き一般競争入札等に移行している。</p> <p>なお、一者応札・応募を改善するため、入札参加要件の見直し等を行った。平成22年度及び平成23年度の実績は、以下のとおり。</p> <p>平成22年度(金額ベース:一般競争等 215,555千円(46.0%)、競争性のない随意契約 252,559千円(54.0%)、件数ベース:一般競争等 20件(71.4%)、競争性のない随意契約 9件(28.6%))</p> <p>平成23年度(金額ベース:一般競争等 938,617千円(77.8%)、競争性のない随意契約 267,589千円(22.2%)、件数ベース:一般競争等 18件(64.3%)、競争性のない随意契約 10件(35.7%))</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 郵便物の発送については、年間の発送計画を策定し、同一送付先については、取りまとめて送付するなどによりコスト削減に努めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 随意契約や一者応札となっている契約について見直しを行ったほか、総合評価落札方式などを実施することにより、調達の効率化を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与・職員給与とも「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行った。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 役職員の給与水準については、中期目標等において「平成18年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイルズ指数)110.0について、中期計画期間終了時までには10ポイント低下させる」としている。 平成23年度の同指数については、99.4となっている。 なお、これまでとった措置は以下のとおりである。 ① 国家公務員の給与改定を下回る給与改定(平成21年度では国家公務員給が平均▲0.2%に対し基金は平均▲1.2%) ② 管理職割合の引下げ(平成20年度、21年度及び平成23年度に管理職ポスト各1名削減、中期目標期間終了時までには2割まで引下げ) ③ 管理職手当の引下げ(平成21年度では▲2.0%、平成23年度から国と同様に定額制に移行し、平成24年1月に▲1.0%)
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 平成15年度分から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を個別に年金基金のホームページに公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費及び事業費については、平成20年度に策定した中期目標等においてそれぞれ平成19年度比15%、13%以上抑制する効率化の目標値を定め、着実に業務運営コストの削減を行っている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費など事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠したものとなっている。なお、海外出張旅費については、該当はない。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度の事業費等については、加入者数等に基づき積算し、必要性や所要額を精査している。また、一般管理費等については、中期目標等に基づき削減に努めることとし、平成24年度は前年度予算に対して、3.3%の削減を行うこととしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスを確保するため、年金基金に設置したコンプライアンス委員会を中心に内部統制の強化を図っている。また、平成22年度からは、平成21年度監事監査報告に基づき業務におけるリスクとその重要性を評価し、重要なリスクを重点的に監査の対象とする手法を採用するなど、内部監査態勢の一層の高度化等を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 農業者年金事業は選択を要する事業ではないが、年金基金においては、業務・マネジメントについて第三者(加入者の代表者、年金に知見を有する学識経験者等)による運営評議会を設置し、その意見を業務運営に反映させるなど、事業実施の効率化・透明化を図っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 運営評議会の開催状況及び意見の反映状況については、主務省評価委員会による評価を行うとともに、その結果をホームページにおいて公表を行っている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省・農林水産省
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 農業・漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、政府出資金18,500,000千円(農業:12,500,000千円、漁業:6,000,000千円)を平成23年9月13日に国庫返納した。林業の低利預託原資貸付業務を再設計し、政府出資金17,056,375千円のうち活用見込みのない7,256,375千円を、平成23年9月13日に国庫納付した。農業災害補償関係業務の資金規模を縮減し、政府出資金2,000,000千円を平成23年9月13日に国庫納付した。同業務の利益剰余金1,976,246千円についても平成23年7月8日に国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 平成22年11月に書庫の賃貸借契約を解約した。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 事務所については、独法化を契機として、複数事務所に分散していた全部門が、平成16年12月以降に同一のビルに入居している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 職員宿舎については、平成21年5月から他の独立行政法人との共同利用を開始している。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)に基づき、年内を目途に具体的な実施計画を作成することとしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に随意契約見直し計画を策定し、原則として一般競争等競争性のある契約へ移行することとし、平成22年度末においてこの見直し計画を達成した。平成22年度(光熱水費等を除く)及び平成23年度の実績(同)は、以下のとおり。 平成22年度(金額ベース:一般競争等41,095,162円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)、件数ベース:一般競争等8件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)) 平成23年度(金額ベース:一般競争等89,005,744円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)、件数ベース:一般競争等16件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)) また、応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、公告から入札期日までの公告期間は規程上10日以上確保すればよいところ、運用上、入札期日前の入札参加申請書の提出期限を公告日から少なくとも10日以上とし、公告期間を概ね2週間以上確保するなど、周知検討期間の十分な確保による競争参加者の掘り起こし、応募条件及び仕様書内容の見直し等具体的取組方針を定め、平成22年5月に信用基金のホームページに掲載し、公表している。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。 なお、取組開始後から平成24年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● これまで必要の都度、随意契約により調達していた備品及び消耗品について、平成20年度からまとめて一般競争により調達することとし、この結果、調達コストの縮減を図ることができた。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 随意契約や一者応札となっている契約について見直しを行ったほか、総合評価落札方式などを実施することにより、調達の効率化を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与・職員給与とも「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行った。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 平成23年度のラスパイレス指数(地域別・学歴別)は96.2となり、中期目標期間の終了時までには、100まで低下させるという水準を達成している。 なお、これまでとった措置は、以下のとおりである。 ① 特別都市手当について、国は同手当に相当する地域手当を平成18年度以降6%引き上げたが、信用基金は特別都市手当の引き上げを2%に留めている。 ② 管理職割合を中期目標期間の終了時までには4割から3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)を削減することとしている。 ③ 昇任・昇格ペースを平成20年度から、平成19年度以前と比較して、1~2年遅らせている。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 平成16年度から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を信用基金ホームページに掲載し、公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 効率化目標については、中期計画において、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)を、中期目標の期間中に平成19年度比で15%以上節減することとしていたが、今般の低利預託原資貸付業務の廃止等に伴う変更後の中期計画において、更なる節減(1%上乗せ)を行うこととしたほか、人件費についても、追加で人員削減(3人)することに伴い、削減することとしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費及び職員の諸手当等については、国家公務員に準拠したものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 運営費交付金は交付されていないが、事業費(保険金等)については、効率化を図るため、近年の経済情勢の変化等外的要因に配慮しつつ、保証保険の引受審査の厳格化等により、前中期計画を下回るよう削減することとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 平成20年1月に、内部監査業務を実施する監理室を設置した。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 信用基金の事業は複数の候補案件から選択を要するものではないが、農業災害補償関係業務の実施にあたっては、学識経験者等からなる運営協議会の意見を業務運営に反映させるなどにより、効率化・透明化を図っている。 ● また、中期目標において「事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる」と定められており、信用基金において、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、事業の評価・分析を実施している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● これまでも評価結果を事業実施過程に反映させてきた。また、各年度の業務実績の評価結果についてはホームページで公表している。